

富山県小規模企業者緊急支援補助金募集要領

この補助金は、新型コロナウイルスの影響により売上高が減少した小規模企業者の皆様が、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」やデジタル化に対応し、事業活動を再建し成長、発展するため、販路開拓や感染症対策、DX等による新ビジネスの創出など意欲的な取組みを後押しします。

本補助金のポイントは以下のとおりです。コロナ禍を乗り越えるための意欲的な事業の提案をお待ちしております。

☆「小規模企業者緊急支援補助金（ミニリバイバル補助金）」のポイント

- ・対象者を小規模企業者に限定し、補助下限額を引き下げ
→意欲があるものの、事業費が少額に収まる傾向の小規模企業者を後押し
- ・NPO法人、医療法人も対象 ※従業員数で小規模企業者に該当することが要件
- ・対象事業は「富山県中小企業リバイバル補助金」の通常枠に相当

事業区分	事業内容	補助率・補助金額
① DX推進	非接触型ビジネスの展開、クラウド活用、業務効率化に資するIoT・AI技術・設備導入等	【補助率】 3/4
② 販路開拓・売上向上	ECサイト作成、キャッシュレス対応、テイクアウト・デリバリー対応等	【補助金額】 (最大) 30万円 (下限) 10万円
③ 新商品開発	商品開発、研究開発費、製造設備整備等	
④ 環境改善	感染症対策、施設改修等 ※マスク、消毒液等消耗品は、対象外（医療現場において使用する防護服や建設現場等における熱中症対策のための作業服等は除く。）	【参考】 13.4万円以上の事業（税抜）が対象
⑤ 経営革新	働き方改革や人材育成の各種講習会開催、BCP策定等	

- ・オンライン申請が可能 ※オンライン申請、郵送申請のいずれも押印不要
- ・「富山県中小企業リバイバル補助金」の採択企業も申請可
- ・募集開始前に実施した事業も対象
予算成立日令和3年6月30日（水）以降に実施する事業で、同年12月24日（金）までに事業を完了し実績報告書を提出できる見込みがあるものを対象

☆申請にあたっての留意点

1. 募集時期

令和3年8月18日（水）～9月30日（木）17時まで

※オンライン申請は9時から可能

※郵送の場合は募集締切日の当日消印有効です。

※申込状況により募集期間中に受付を終了することがありますのでご了承ください。受付終了等については、県及び実施機関（公財）富山県新世紀産業機構のHP等でお知らせします。

2. 書類の再提出

申請書に不備等がある場合は、訂正のうえ、受付期間内に再提出いただく必要がありますので御注意ください。

3. 申請方法

- ・オンライン申請又は郵送（持参不可）を選択してください。
- ・補助事業実施機関である（公財）富山県新世紀産業機構（以下、「機構」という。）との手続きの主なやり取りは次のとおりです。
※この間の連絡、問合せは原則メールで行います。
- ・オンライン申請については、別途「オンライン申請の手引き」を必ず参照のうえ申請ください。

区分	オンライン申請	郵送
1 申請 事業者→機構	オンライン	郵送
2 交付決定 機構→事業者	電子メール送付	電子メール送付
3 実績報告 事業者→機構	原則オンライン ※ただし、電子メール送付又は郵送のいずれかも選択可能 ※手続きは、交付決定と併せてご案内	郵送
4 補助金額の確定通知 機構→事業者	電子メール送付	電子メール送付
5 補助金の請求 事業者→機構	電子メール送付	郵送
6 補助金の支払い 機構→事業者	銀行振込	銀行振込

4. 申請回数・採択回数（いずれも1回）

- ・1事業者につき1回限りとします。
- ・「富山県中小企業リバイバル補助金」の採択企業も事業内容が異なる場合は申請が可能です。

5. 受付終了

内容を審査のうえ先着順に受付し、募集期間中に、それぞれの予定する予算額に達すると見込まれる場合は、その時点で受付を終了します。

6. 県内事業者への発注を条件

設備・備品の導入、工事は、県内経済への需要創出や消費拡大を図るため、原則として県内事業者への発注を条件とします。

7. 補助金の二重交付は不可

- ・この補助金は、国や県が助成する他の制度と重複する事業（国や県等の他の補助金も活用し、補助金の二重交付となる場合）は対象となりません。ただし、当機構が実施する「とやま中小企業チャレンジファンド助成事業」（以下「チャレンジファンド」という。）の各助成事業については、補助対象となる施設整備等が同一でなければ同時に活用できます。
- ・チャレンジファンドについては、補助上限額を超える事業費分（40万円超）であって、この補助金事業と事業費を明確に区分し棲み分けができるものに限り、

その超えた事業費分に活用できます。また、異なる事業についても同時に活用できます。

- ・ チャレンジファンドと本補助金の両方の活用についてご検討いただいている場合は、申請方法等について、事務局までご相談ください。

8. 補助金の支払い方法

- ・ 補助金の支払いは、原則として精算払いとします。
- ・ ただし、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の1/2以内を概算払いとすることができます。概算払いを受けたにも関わらず、事業の実績がない場合については補助金の返還を求めます。

9. 立入検査、実績アンケートへの協力

- ・ 事業完了後に立入検査を行うため、事業内容を精査のうえ申請してください。
- ・ 補助事業に係る取得財産等や経理関係書類については、交付要綱に基づき適切に管理してください。また、事業の効果を把握するため、事業完了後、一定期間を置いて実施するアンケート調査にご協力をお願いします。

10. 補助金の返還等

- ・ 富山県補助金等交付規則、富山県小規模企業者緊急支援補助金交付要綱及び本要領に違反した場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付等を求めるとともに、補助事業者名及び不正・不当な行為（転売が目的の備品の購入など）の内容を公表します。

【問合せ・申請先(補助事業実施機関)】

〒930-0004 富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング

公益財団法人富山県新世紀産業機構

富山県ミニリバイバル補助金事務局

TEL : 076-444-5476 FAX : 076-444-5487

E-MAIL : toyama-revival3@bsec.jp

ホームページ : <https://www.tonio.or.jp/info/revival-mini>

※オンライン申請も上記ホームページから行ってください。

※お問合せは、メールでも承りますが、Q&Aを掲載しておりますので、まずはそちらをご確認ください。

※富山県中小企業リバイバル補助金の第1次募集、第2次募集とは申請先が異なりますのでご注意ください。

本補助金の詳細について

第1 補助金の概要

1 趣旨

この補助金は、新型コロナウイルスの影響により売上高が減少した小規模企業者の皆様が、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」やデジタル化に対応し、事業活動を再建し成長、発展するため、販路開拓や感染症対策、DX等による新ビジネスの創出など意欲的な取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、企業の経営基盤強化、本県経済の活性化を図ることを目的としています。

2 補助対象者（補助金交付要綱第3条に規定）

県内に主たる事務所又は事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少した次のいずれかに該当する者とします。

[売上高減少要件]

直近11か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（令和元年度）の同3か月の合計売上高と比較して減少していること。

（例）直近11か月が、月次決算が判明している申請直前の「令和2年9月～令和3年7月」で、任意の3か月として「令和2年10月、12月、及び令和3年2月」を選択した場合
「令和2年10月、12月及び令和3年2月の合計売上高」 <
コロナ以前の同3か月「令和元年10月、12月及び令和2年2月の合計売上高」

[対象事業者の範囲]

- (1) 小規模企業者（基本法第2条第5項に規定）
 - (2) NPO法人（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第6号及び同条第3項第7号に規定）
 - (3) 医療法人（医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人）（信用保険法第2条第1項第5号及び同条第3項第6号に規定）
- ※ (1)～(3)いずれも従業員数が小規模企業者に該当することが要件。
- ※ 従業員数が小規模企業者に該当する個人事業主、フリーランスも対象
- ※ 次のいずれかに該当する者は対象としない（ただし、下記ア（ウ）に該当する場合であっても、経営に支配力を有しないと認められる場合を除く。）。
- ア みなし大企業
- (ア) 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している小規模企業者
 - (イ) 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している小規模企業者
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている小規模企業者
- イ 暴力団関係者
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- エ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- オ 補助金の交付にあたり、社会的信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

【補助対象者の範囲】

(1) 及び(2) (小規模企業者、NPO法人)

業種	従業員
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く。)	20人以下
② 卸売業	5人以下
③ サービス業 ※飲食業を除く。 ※個人事業主である開業医を含む。	5人以下
④ 小売業 ※飲食業を含む。	5人以下

(3) (医療法人)

業種	従業員数
医業	20人以下

- ※1 兼業の場合は、売上高等により総合的に判断します。
- ※2 資本金は、資本の額または出資の総額をいいます。
- ※3 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条に規定される「予め、解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

<従業員数について>

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- a 会社役員(ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。)
- b 個人事業主本人
- c 家族従業員(事業主と生計を一にしている3親等以内の親族)
- d 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等

(a) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。)

(b) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員※」の所定労働時間に比べて短い者

※本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員(1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である)はパートタイム労働者とします。

「d-(b) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」又は、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

- e NPO法人の場合で、雇用契約関係がないボランティア等

- ※4 交付決定後、事業期間中に小規模企業者の要件から外れた場合は、交付決定が取消となります。(実績報告時において従業員数を確認します。)
- ※5 従業員数が上表の数字を超える場合、対象外です。
- ※6 個人事業主、フリーランスについては、事業に許認可等が必要な場合は、許認可等
を取得していることがわかる書類の写しが必要です。

3 補助事業・補助率・補助金額（補助金交付要綱第4条に規定）

- ・ 予算成立日（令和3年6月30日（水））以降に実施する事業で同年12月24日（金）までに実績報告書を提出する見込みのあるものが対象です。
- ・ 事業区分①～⑤は組合せが可能です。
- ・ 活用事例は別添「ミニリバイバル補助金の活用イメージ」を参照

事業区分	事業内容	補助率・補助金額
		小規模企業者
①DX (デジタルトランスフォーメーション) 推進	非接触型ビジネスの展開・システム開発、ビッグデータ活用、AR・VR活用、クラウド活用、業務効率化に資するIoT・AI技術・設備導入、テレワーク・ビデオ会議システム等リモート化設備導入（モバイルPC、タブレット等）、Wifi等整備等	【補助率】 3/4 【補助金額】 (最大)30万円 (下限)10万円
②販路開拓・売上向上	ECモール出店（登録料）、ECサイト作成、WEB等広告宣伝、キャッシュレス対応、テイクアウト・デリバリー対応（保管冷凍冷蔵設備等の整備、キッチンカー等専用車両導入、弁当容器代、システム導入経費等）、メニュー表記の多言語対応、販促キャンペーン・イベント開催、見本市等出展（小間料、輸送費、旅費等）等	
③新商品開発	商品開発、研究開発、製造設備整備等	
③環境改善	感染症対策（換気システム導入などハード整備、消毒・清掃機器レンタル等）、施設改修、感染症対策を兼ねた熱中症対策等 ※マスク、消毒液等消耗品購入費は、対象外（ただし、医療機関における防護服等の配備、感染症対策を兼ねた熱中症対策として購入する場合は対象）	
⑤経営革新	働き方改革や人材育成に係る各種講習会開催、BCP計画等の策定等	

※下限額について

補助金額が10万円以上となる事業〔事業費（税抜）で13.4万円以上〕である必要があります。

例1 申請する事業費（補助対象経費合計）160,000円×補助率3/4=120,000円→○

例2 申請する事業費（補助対象経費合計）80,000円×補助率3/4=60,000円→×

4 補助対象経費（税抜額（「消費税及び地方消費税額」を除いた額））

- ・ 事業の実施に直接必要な次の表に掲げる経費とし、令和3年6月30日（水）以降に実施し、補助事業期間内に支払いが完了する経費を対象とします。
- ・ 設備・備品の導入、工事等は、原則として県内事業者（県内に主たる事務所又は事業所を有するもの）への発注を条件とします（通販で購入する場合でも、販売者が県内事業者であることを条件とします。）。ただし、事業の実施にあたって、県内事業者からの調達が困難な備品・設備等の導入について、県外事業者への発注を要する場合は、その理由を明記した書類（任意様式）の提出により審査で認められる場合があります。
- ・ 発注（委託）先の選定にあたっては、1件の発注（委託）ごとに、見積り徴取を行ってください。この場合、経済性の観点から、10万円以上の工事の発注、設備、備品の導入（モバイルPC又はタブレット端末等汎用性の高い備品については金額を問わず）は、複数者から見積りを徴取してください。発注する事業内容の性質上、複数者からの見積りが困難な場合、該当する事業者1社から見積り聴取を行い契約先とすることができます。この場合、その理由を明記した書類（任意様式）の提出が必要です。

- ・ 上記以外の経費（旅費や使用料など）については、積算根拠を確認できる書類（見積書やカタログ写しなど）を必ず添付してください。

それぞれの経費の詳細は、**別紙1**を参照ください。

経費区分	内容
①開発費	商品開発費（原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工費 等）、研究開発費（産業財産権導入経費、調査研究費）、製造設備整備費 等
②展示会等出展費	小間料、小間装飾費、輸送費、旅費、ECモール登録料（※売上に応じて掛かる経費は対象外） 等
③謝金・旅費	専門家謝金・コンサルタント料、専門家旅費、従業員等の旅費
④広報費	ホームページ・PR映像等作成等広告宣伝費、通訳料・翻訳料、原稿料 等
⑤印刷製本費	パンフレット・ポスター・チラシ・マニュアルの印刷費 等
⑥通信運搬費	通信費、輸送費
⑦雑役務費	補助事業実施期間中に臨時的に雇い入れたアルバイト代、派遣労働者の派遣料 等
⑧借料	会場等借料、機器・設備等のリース料・レンタル料
⑨機械装置等費	機械装置等の購入費（自動車及び既に導入しているソフトウェアの更新料は対象外）、設置工事費
⑩備品購入費	什器・備品等の購入費、設置工事費 等
⑪外注費	事業に必要な業務の一部の外注費（請負、委託 等）
⑫改装等工事費	店舗・施設の改装、改修工事費 等
⑬その他経費	上記の他、理事長が特に必要と認める経費

※1 補助対象経費は、「消費税及び地方消費税額」を除いた額とします（注）。

※2 補助対象経費は、補助事業で必要とされ、社会通念上、適正に価格設定されたものに限り、各経費については、販売元への聴取やインターネットの価格比較サイトなどを参考に調査し、適正な価格であるかを判断したうえで補助対象とするかを決定します。

※3 補助金交付申請額は、千円未満を切り捨ててください。

※4 外貨建の経費がある場合は円換算（外国為替相場表を添付）し、1円未満の端数を切り捨ててください。

※5 海外で事業を実施し、付加価値税（VAT）の還付を受ける場合は、その金額を除いて申請してください。（例：EUでは、EU加盟国内にVATの支払いの登録をした事業所などを有していない場合、見本市・展示会の入場料や現地交通費等の業務上の支出に係る費用のVATが還付対象となります。）

（注）補助金については、事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当し、確定申告の際に補助事業における仕入に課される「消費税及び地方消費税額」について、その控除税額の還付を受けることも可能となります。この場合、実質的に補助金の二重交付となるため、この補助事業では、仕入に課される「消費税及び地方消費税額」を含む補助事業において課される全ての「消費税及び地方消費税額」を補助対象外経費として扱うこととします。

5 応募手続等

【問合せ先・申請先(補助事業実施機関)】

〒930-0004 富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング

公益財団法人富山県新世紀産業機構 富山県ミニリバイバル補助金事務局

TEL : 076-444-5476 FAX : 076-444-5487

E-MAIL : toyama-revival3@bsec.jp

ホームページ : <https://www.tonio.or.jp/info/revival-mini>

※オンライン申請も上記ホームページから行ってください。

※お問合せは、メールでも承りますが、Q&Aを掲載しておりますので、まずはそちらをご確認ください。

※富山県中小企業リバイバル補助金の第1次募集、第2次募集とは申請先が異なりますのでご注意ください。

(1) 募集スケジュール

令和3年8月18日（水）～9月30日（木）17時まで

※オンライン申請は8月18日（水）9時から可能

※郵送の場合は募集締切日の当日消印有効です。

※申込状況により募集期間中に受付を終了することがありますのでご了承ください。受付終了等については、県及び実施機関（公財）富山県新世紀産業機構のHP等でお知らせします。

(2) 申請書類

・ 交付申請書（様式第1号）に以下の関係書類等を添付して提出（書類はA4版で作成すること）

・ オンライン申請の場合は、申請フォーム入力時に以下の書類をPDFデータで添付してください。オンライン申請にあたっては別添「ミニリバイバル補助金 オンライン申請の手引き」を参照ください。

ア 事業計画書（様式第1号の2）

イ 収支計画書（様式第1号の3） ※見積書等要添付

ウ 売上高減少確認書（様式第1号の4）

エ 営業活動の状況がわかる書類（以下の書類各々全て）

[法人の場合]

・直近（令和元年分又は令和2年分）の確定申告書の写し（法人事業概況説明書、法人税確定申告書別表一）又は直近の決算書

※NPO法人又は医療法人は上記に代え次の書類の提出でも可

NPO法人：事業報告書、活動計算書、貸借対照表

医療法人：事業報告書、貸借対照表、損益計算書

・対象月（売上高減少確認書で報告する月）の月間事業収入がわかるもの（経理ソフトやエクセルのデータのほか、手書きの台帳のコピーでも可）

・登記簿謄本（発行日が申請日から3か月以内のもの）の写し

[個人の場合]

・直近（令和元年分又は令和2年分）の確定申告書の写し（確定申告書B第一表(1枚)、青色申告の場合は青色申告決算書の写し(2枚)も添付）

※マイナンバーの記載がある部分は、塗りつぶすなど、マイナンバーがわからないようにしてください。

・対象月（売上高減少確認書で報告する月）の月間事業収入がわかるもの

（経理ソフトやエクセルデータのほか、手書きの台帳のコピーでも可）

・事業に許認可等が必要な場合は、許認可等を取得していることがわかる書類の写し（飲食店営業許可等（店舗に掲示している許可標の写真も可））

・本人確認書類（運転免許証両面やパスポート（顔写真記載ページと所持人記入欄）等の写し）※マイナンバーカードの写しは不可

(2) 交付決定

交付申請受付後、内容の審査を行い交付決定の通知を行います。

申込状況により遅れる場合がありますのでご了承ください。

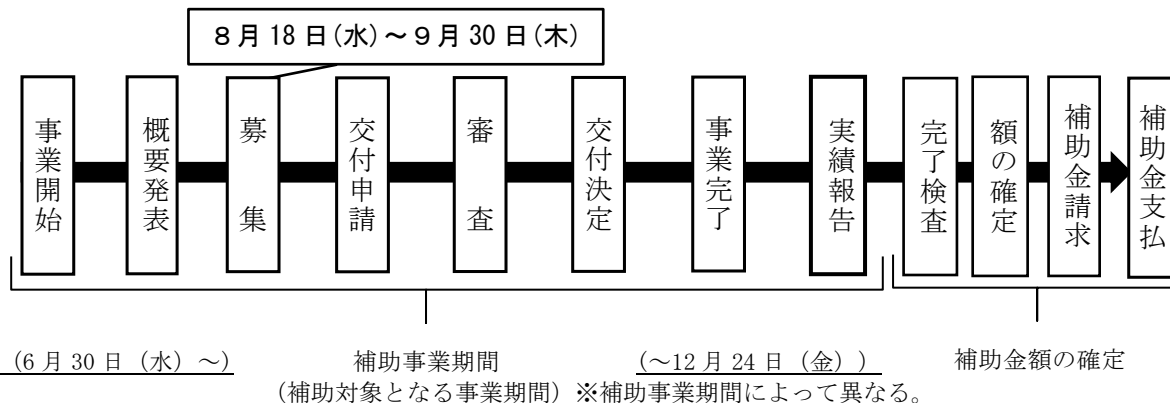
(4) 公表

交付決定を行った段階で、事業者名、事業名、事業概要等をHPにて公表します。

6 補助事業期間

補助対象となる事業期間は、補助金の予算成立日である令和3年6月30日（水）から同年12月24日（金）までとなります。補助事業は工事等及び支払いを完了し、同年12月24日（金）までに必ず実績報告書を提出してください。

〔スケジュール〕



第2 補助事業に係る留意事項

本事業は、国の交付金を活用した補助事業であり、事業の執行に対しては厳格な検査を行いますので、事業途上や完了後、過失等により不正事例との指摘を受けることがないように、下記事項に留意ください。

- 1 富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）及び富山県小規模企業者緊急支援補助金交付要綱（令和3年8月6日施行）並びに本要領に違反した場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付等を求めるとともに、補助事業者名及び不正・不当な行為（転売を目的とした備品の購入など）の内容を公表します。
- 2 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要（交付要綱第10条関係）です。
- 3 完了後20日以内、又は令和3年12月24日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください（交付要綱第16条関係）。なお、補助事業の完了検査のため、必要に応じて立入検査を行います。
- 4 取得財産等については、下記の処分制限期間において、取得財産等管理台帳を（様式第7号）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければなりません。
 - (1) 減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業の完了の日から10年のいずれか短い期間
 - (2) モバイルPCやタブレット端末など汎用性が高い備品等については、(1)の規定にかかわらず事業が完了した日から5年

（標章の例）

富山県小規模企業者緊急支援補助金	
取得財産名称	〇〇〇〇
交付決定日	令和 年 月 日
取得日	令和 年 月 日
所有者の名称 代表者職氏名	株式会社△△△ 代表取締役□□ □□

※取得財産の目立つところに貼付すること
 ※縦横5～10cm程度の大きさ
 ※取得財産が小さく物理的に貼付できない場合に限り、関係書類と一緒に保管

補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）により理事長の承認を受けなければなりません。ただし、処分制限期間を経過したのものについてはこの限りではありません。

(3) 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

(4) 補助事業の成果について、発表報告を依頼することがあります。

県のHPや広報誌等で公表する場合があります。

(5) 補助金申請書作成（実績報告を含む。）に係る費用について

- ・ 申請書作成経費は補助対象外です。作成にあたり外部の支援を活用することを妨げるものではありませんが、作成を請け負い、高額な費用を請求する悪質な業者もみられますのでご注意ください。

※ 申請様式第1号にある「申請にあたり書類の作成等の支援を受けている場合」の「作成支援者名」及び「報酬金額」の欄は、申請者の保護のため、参考情報として記載してください。

(不適切な事業者の例)

- ・ 作業等に係る費用等と乖離した高額な成功報酬等を申請者に請求する。
- ・ 補助金申請代行を主たるサービスとして営業活動を行う。
- ・ 金額や条件が不透明な契約を締結する。強引な働きかけを行う。
- ・ 申請書に虚偽内容の記載を教唆、又は作成支援者名を記載しないよう求める。

5 補助事業で作成、整備した成果物が電子媒体（HP、動画、テレビCM等）の場合は、当該電子媒体において、「富山県小規模企業者緊急支援補助金活用事業（令和〇年〇月〇日作成）」と表記ください。紙媒体（チラシ作成、広告掲載等）の場合についても、同様に表記ください。

6 実績報告時に添付する写真について、設備の導入や工事等を実施する場合、施工前後の写真を実績報告時に添付いただく必要がありますのでご注意ください。

第3 事業完了後の手続きについて

1 関係書類等の保管

経理関係の証拠書類については、補助事業終了後5年間保存が必要になります。

交付要綱に基づく関係書類

- 交付申請書、交付決定通知書（変更承認申請書、変更承認通知書）、実績報告書、額の確定通知書
- 会計帳簿類
補助事業専用補助簿、通帳、仕様書、見積書、契約書、発注伝票、請書、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、領収書
- 補助事業終了後の整理書類
パンフレット等印刷物の整理、決算関係書類等の整備
- 成果物
印刷物、その他作成や購入した物

2 経理処理上の注意事項

補助事業に係る経理はそれ以外の事業と明確に区分して経理を行い、伝票及び証拠書類を整理保存してください。

3 経費の支出について

- ・ 一件の支払い毎に証拠書類として、通帳、見積書（仕様書）、発注伝票、契約書、請書、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、領収書をまとめて整理してください。

- ・クレジットカードによる支払いは、原則法人カードの使用であり、令和3年12月24日（金）の事業終了時までには代金の引き落としが行われ、カード会社からの通知書および預金通帳等で引き落としの確認が可能である場合に限り、補助対象とします。

4 実績報告

事業完了後 20 日以内、又は令和 3 年 12 月 24 日（金）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 5 号及び関係書類（様式第 5 号の 2、様式第 5 号の 3））及び下記の添付書類を提出してください（交付要綱第 16 条関係）。

- ・ 開発費
 - 請求書
 - 領収書
 - 成果物の概要（任意様式）及び写真
 - ※取得財産については、標章を貼付したものの写真
- ・ 展示会等出展費
 - 請求書
 - 領収書
 - 展示会概要（パンフレット等）及び写真
 - ※出展に係る旅費については経費区分「旅費」と同様のものを提出
- ・ 謝金、旅費
 - 請求書（旅行代理店からのもの等）
 - 領収書
 - 実施報告書（議事録や指導日報、研修のために用いた資料等）
 - 出張行程
 - 出張報告書（様式任意）
 - インターネット路線検索画面・料金表
 - ※従業員が立て替えを行った場合は、上記書類のほか、従業員へ精算をしていることが判る書類が必要
 - ※謝金単価については以下のとおり
 - 大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師：1日5万円以下
 - 大学准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネータ：1日4万円以下
- ・ 広報費、印刷製本費
 - 請求書
 - 領収書
 - 作成したパンフレット等1部（HPの場合は画面コピー）
- ・ 通信運搬費
 - 請求書
 - 領収書
- ・ 雑役務費
 - 請求書
 - 領収書
 - 振込や送金を確認できるもの

- ・借料
 - 契約書
 - 請求書
 - 領収書

- ・機械装置等費、備品購入費
 - 契約書
 - 請求書
 - 領収書
 - 写真
 - ※ 取得財産については、標章を貼付したものの写真

- ・外注費、工事・改装費
 - 契約書
 - 実施報告書の写し
 - 請求書
 - 領収書
 - 写真
 - ※ 取得財産については、標章を貼付したものの写真

注1 原則として全ての書類を提出すること。

注2 領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料（通帳の写し等）でも可

注3 補助対象外の経費については、添付書類は必要ありません。

5 完了検査

機構は、補助事業の実施状況を確認するため、立入検査等を行います。関係書類等は県内事業所に保管する事が必要です。

この検査により交付決定及び交付条件に適合していると判断したものについてのみ、交付決定額の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、補助金を支払います。

検査において補助事業の証拠書類に不備が認められる場合には、補助対象外経費として取り扱います。また、事業計画書、実績報告書、実際の事業結果、それぞれについて相違があると認められる場合には、補助対象外となります。

なお、補助金の交付後についても、取得財産等が適切に保管されているかどうか、立入検査等を行いますので、関係書類や取得財産等については適切に保管ください。

第4 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、原則として精算払いとします。ただし、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の1/2以内を概算払いとすることができます。概算払いを受けたにも関わらず、事業の実績がない場合については補助金の返還を求めます。

実績報告時において、補助対象経費から算出した補助金の額が下限額（10万円）に満たない場合は、補助金は交付されません。この場合において、概算払いを受けていた額については返還を求めます。

証拠書類等の確認事項（補助金関係が主ですが、他も確認する場合があります。）

- 支払伝票等
 - 支出決議書、注文書、見積書、契約書、請書、納品書、請求書、領収書、振込受付領収書等が支払いごとに整理されているか。
- 預金通帳（補助事業が含まれる部分）、帳簿、元帳、資産台帳
 - 支払伝票と預金通帳、帳簿、元帳との整合性がとれているか。

- (終了後は、決算書でも、補助事業費などの項目にしてください。)
- 写真、成果品
事業実施の証拠品として、写真・成果品等の物的証拠
標章が貼付されているか。
 - 日誌、議事録、データ、受払簿等
事業実施状況を日誌・成果報告書等で確認。
配布物等の受払状況を受払簿等により確認します。

補助対象経費について

1. 経費の内容

[事業費]

- 開発費
 - ・ 新商品等の開発に必要な原材料費や設計、デザイン、製造、改良、加工等に要した経費、または調査研究、製造設備の整備に要した経費とします。
 - ・ 新商品のパッケージ作成費用も対象。
- 展示会等出展費
 - ・ 展示会における小間料や装飾、輸送、出張に係る経費のほか、EC モールへの登録料（売上げに応じて掛かる経費は対象外）を対象経費とします。
- 謝金
 - ・ 補助事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した外部の専門家等に謝礼として支払われる経費とします。
 - ・ 金額が社会通念上妥当なものである必要があります。
- 旅費
 - ・ 補助事業の遂行に必要な社員の出張に係る旅費および指導・助言等を依頼した外部の専門家等に支払われる旅費とします。
 - ・ 金額は、最も経済的かつ合理的な経路により算定されたものとします。なお、規程等に定める場合であっても、グリーン車やビジネスクラス等の特別に付加された料金は対象となりません。
 - ・ 日当、海外旅行保険、ガソリン代は対象とはなりません。
- 広報費
 - ・ 本事業に直接必要となる新聞（チラシの新聞への折り込み代を含む）、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を活用した宣伝に要する経費とします。
- 印刷製本費
 - ・ 本事業に直接必要となる資料、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷・製本に要する経費とします。
- 通信運搬費
 - ・ 本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代（引越しに係る経費も含む。）、通信・電話料であって、本事業に使用したことが証明できる経費とします。
- 雑役務費
 - ・ 補助事業実施期間中に臨時的に雇い入れたアルバイト代、派遣労働者の派遣料などを対象経費とします。
 - ・ 常時雇用する従業員の人件費等は対象となりません。
- 借料
 - ・ 補助事業の遂行に必要な機器・設備類、倉庫、敷地等のレンタル料、車両借上料および会議室等の使用料等として支払われる経費とします。
 - ・ サテライトオフィスの試行導入にかかるレンタルオフィス等の家賃、必要となる設備等のレンタル及びリース料については対象となります。
 - ※ 既に使用している店舗やオフィスの賃料は対象となりません。補助事業の実施にあたって新たに活用する商店街の空き店舗の賃料などは対象となります。
 - ※ 借料については、賃借に係る期間が令和3年6月30日（水）から同年12月24日（金）までの期間を超える場合は、6月30日（水）から12月24日（金）までの期間に係る費用のみを対象とし、年額等の場合は日割で計算します。
- 機械装置等費
 - ・ 機械装置等を購入するための経費とします。ただし、自動車及び既に導入しているソフトウェアの更新料といった補助対象事業以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは対象外とします。
 - ※ キッチンカーなど特殊な設備を搭載した車両の導入等は可とします。

- 備品購入費
 - ・ 事業の遂行に必要な什器や備品を購入するために必要な経費とします（例：環境改善のための飛沫感染防止アクリル板の購入など）。文房具やマスク、消毒液などの消耗品（医療現場において使用する防護服や建設現場等における熱中症対策のための作業服などは除く。）のほか、汎用性が高く目的外使用になりうる備品（生活家電やパソコン、スマートフォン等）は対象外です。ただし、モバイルPC（14インチ以下）、タブレット端末については、テレワークの実施など補助事業に不可欠な場合に限り、原則として、県内事業者への発注を条件として補助対象とします。
 - ※ 原則として県内事業者・店舗へ発注したもの
- 外注費
 - ・ 調査、デザイン、広報、コンサルティング等で、補助事業者が直接実施することができないもの、又は、適当でないものについて、他の事業者へ委託する場合の経費であって、他の経費区分に掲げられた経費以外を対象とします。
 - ・ 委託内容、金額等が明記された契約書を締結するなど、委託する側である補助事業者へ成果物等が帰属する必要があります。
 - ※ 原則として県内事業者へ発注したもの
- 改装等工事費
 - ・ 店舗・施設の改装、改修工事に要する経費とします。生産ライン等の移設費も対象とします。
 - ※ 原則として県内事業者へ発注したもの
- その他経費
 - ・ 上記に該当しない経費で、本事業に必要なと考えられるものは、申請書提出時に所定の様式に経費を計上するとともに、その必要性を説明する書類（様式任意）を添付してください。

2. 補助対象経費全般にわたる留意事項

- (1) 経費書類については、1件の発注ごとに、見積もりから発注、納品、支払に至るまでの確認書類（見積書、請求書、領収書、レシートなど）が必要です。
- (2) 以下の経費は、補助対象となりません。
 - ・ 事務所等の家賃（新事業を実施するために新たに空き店舗等を賃借するものを除く。）、保証金、敷金・礼金、仲介手数料、光熱水費、などの固定経費
 - ・ キャンセル料などの損失補填費用
 - ・ 割引料等の値引原資（商品の割引や送料無料化など）
 - ・ 名刺や文房具等の事務用品やマスク、消毒液等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費（医療機関における防護服等の配備や感染症対策を兼ねた熱中症対策として購入する場合（建設現場における熱中症対策のための作業服等）を除く。）
 - ・ 茶菓、飲食、接待の費用
 - ・ 商品券等の金券、クーポン・ポイントでの支払い
 - ・ 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用（特殊な設備を搭載した車両の導入は除く。）
 - ・ 役員報酬、人件費
 - ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用（事業承継にあたり、廃業登記のため司法書士に支払う経費は除く。）
 - ・ 金融機関などへの振込手数料
 - ・ 公租公課
 - ・ 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
 - ・ 借入金などの支払利息および遅延損害金
 - ・ 補助事業の遂行状況の確認や確定検査及び機構との打合せに係る費用
 - ・ 補助金交付申請書等の書類作成に係る費用
 - ・ パソコン※、携帯電話、スマートフォンなど汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入等に係る経費

※ただし、テレワークやテレビ会議実施のためのモバイルPC（14インチ以下）やタブレット端末を除く。

- エアコンやテレビなどの生活家電の購入等に係る経費
- 中古品市場において、原則、価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合は、中古品も対象）
- 転売目的のための備品の購入費
- 上記のほか、公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費